

職 発 0314 第 2 号
平成 28 年 3 月 14 日

公益社団法人
全国民営紹介事業協会会長 殿

厚生労働省 職業安定局長



企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点について

再就職支援を行う職業紹介事業者が、再就職支援と合せて、又は、独立して提供するサービス（無償のものを含む。）等について、退職強要と疑われるような事案があると、国会審議等において指摘があったところです。

再就職支援を行う職業紹介事業者は、リストラにより離職を余儀なくされる労働者などの円滑な再就職を支援することが使命であり、積極的に退職者を作り出すようなことは職業紹介事業の趣旨に反します。

企業が行う退職勧奨については、全体として被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況であった場合には、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害となる旨の裁判例があります。

については、再就職支援を行う職業紹介事業者にあつては、企業の労働者に対して、その自由な意思決定を妨げるような退職強要を実施したり、退職強要に該当する行為についてマニュアルを企業に提供したりすることは、違法行為を招くものであり、許されません。

また、退職強要に至らないものであっても、再就職支援を行う職業紹介事業者が、企業に対して積極的に退職勧奨の実施を提案したり、企業の労働者に対して直接退職勧奨を実施することも、適切ではありません。

貴会におかれましても、この内容について御理解の上、会員の職業紹介事業者や関係者等に対して周知及び啓発を図っていただく等、適切な対応をお願い致します。

○ 【裁判例】最高裁第一小法廷昭和 55 年 7 月 10 日判決 抄

ことさらに多数回、長期にわたる退職勧奨は、いたずらに被勧奨者の不安感を増し、不当に退職を強要する結果となる可能性が高く、退職勧奨は、被勧奨者の家庭の状況、名誉感情等に十分配慮すべきであり、勧奨者の数、優遇措置の有無等を総合的に勘案し、全体として被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況であった場合には、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害となる。